

# 通所リハビリテーション 料金説明書

●基本料金（通常規模事業所）1時間以上2時間未満 ※1	
要介護1	369円/回
要介護2	398円/回
要介護3	429円/回
要介護4	458円/回
要介護5	491円/回

※ご家族で当デイケアセンターまでの送迎を行った場合に片道につき47円減額となります。

●加算料金	
①サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ※2	22円/回 ・ 18円/回 ・ 6円/回
②リハビリテーションマネジメント加算（イ）	560円/月（6月以内） 240円/月（6月以降）
③リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	593円/月（6月以内） 273円/月（6月以降）
④リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	793円/月（6月以内） 473円/月（6月以降）
*②～④について、医師が説明した場合、上記に加えて 270円/月	
⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/回 退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内
⑥科学的介護推進体制加算 ※3	40円/月
⑦理学療法士等体制強化加算	30円/回
⑧生活行為向上リハビリテーション加算	1250円/月（開始月から6月以内）
⑧栄養アセスメント・栄養改善加算 ※4	50円/月・200円/回（月2回を上限）原則3ヵ月以内
⑨口腔機能向上加算（Ⅰ・Ⅱ） ※5	150円/回 月2回限度 ・ 160円/回 月2回限度
⑩退院時共同指導加算 ※6	600円/月 利用開始時1回限り

上記は全て1割負担の料金を示しています

※1 高齢者虐待防止措置を実施していない場合、基本料金から1%を減算します。業務継続計画を策定していない場合、基本料金から1%を減算します。

※2 職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算です。

※3 リハビリ計画書等の内容をデータ送信し、フィードバックを受けることにより、利用者の現状やケア実績の変化などを踏まえた計画書改善を行い、ケアの質の向上につなげます。

※4 栄養アセスメント加算とは、栄養状態改善が必要な利用者をも的確に把握し、アセスメントを実施した時に算定される。栄養改善加算とは、低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者の栄養状態の改善を図る取り組みを評価する加算です。

※5 口腔機能が低下している、またはその恐れのある利用者に対して実施する口腔機能向上の取り組みを評価する加算です。

※6 病院等から退院(もしくは退所)する利用者に対して、入院(もしくは入所)していた病院等のスタッフと共同で指導を行った際に算定できる加算です。

# 介護予防通所リハビリテーション 料金説明書

●基本料金（通常規模事業所）	
要支援 1	2,268円/月 ※1、3
要支援 2	4,228円/月 ※2、3

●加算料金	
①サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ※4	要支援1の場合：88円/月・72円/月・24円/月
	要支援2の場合：176円/月・144円/月・48円/月
②科学的介護推進体制加算 ※5	40円/月
③生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円/月（6月以内）
④栄養アセスメント・栄養改善加算 ※6	50円/月・200円/回（月2回を上限）原則3ヵ月以内
⑤口腔機能向上加算（Ⅰ・Ⅱ） ※7	150円/回 月2回限度 ・ 160円/回 月2回限度
⑥一体的サービス提供加算 ※8	480円/月
⑦退院時共同指導加算 ※9	600円/月 利用開始時1回限り

上記は全て1割負担の料金を示しています

※1 利用開始から1年が経過し、定期的なりハ会議など必要なマネジメントを実施していなければ120円減算します。

※2 利用開始から1年が経過し、定期的なりハ会議など必要なマネジメントを実施していなければ240円減算します。

※3 高齢者虐待防止措置を実施していない場合、基本料金から1%を減算します。業務継続計画を策定していない場合、基本料金から1%を減算します。

※4 職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算です。

※5 リハビリ計画書等の内容をデータ送信し、フィードバックを受けることにより、利用者の現状やケア実績の変化などを踏まえた計画書改善を行い、ケアの質の向上につなげます。

※6 栄養アセスメント加算とは、栄養状態改善が必要な利用者をも的確に把握し、アセスメントを実施した時に算定される。栄養改善加算とは、低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者の栄養状態の改善を図る取り組みを評価する加算です。

※7 口腔機能が低下している、またはその恐れのある利用者に対して実施する口腔機能向上の取り組みを評価する加算です。

※8 一体的サービス提供加算は、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に算定が可能になります。

※9 病院等から退院（もしくは退所）する利用者に対して、入院（もしくは入所）していた病院等のスタッフと共同で指導を行った際に算定できる加算です。

令和6年6月1日現在